

池田陽平 提出 学位申請論文（課程博士）

『平安時代における天台教団の神祇信仰と寺院政策の理念』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文では天台教団の山王信仰と国家の寺院政策について検討し、論じている。

全体を三部構成とし、第Ⅰ部天台教団における山王信仰の発展、第Ⅱ部天台教団の分裂と国家の寺院政策、第Ⅲ部院政期における嗷訴の展開、に別ける。第Ⅰ部は第一章に大比叡神と小比叡神と題し、比叡山の鎮守である日吉神社の中核をなす、大宮（現西本宮）と二宮（現東本宮）について、景山春樹の研究により、大宮、聖真子、客人の「西本宮グループ」を外来の勧請神、二宮、十禪師、八王子、三宮の「東本宮グループ」を在来の地主神とする考えが、現今一般的となっ

ているが、この景山春樹の史料とした永承二年（一〇四七）の成立と云う『日吉社祢宜口伝抄』が佐藤真人の文献考証により、幕末維新期の偽作であることが証明され、この段階で、小比叡神が地主神であり、大比叡神が後から勧請されたとする根拠は消滅したとする。そして、伴信友が文政四年（一八二一）の『瀬見小河』（四之巻）において大山咋神は大比叡神であり、小比叡神が後からとする論を是とし、幕末の前田夏蔭、明治初年の栗田寛、さらに明治四十年の辻善之助に至る説を詳細に紹介しながら論破する。

また野本覚成を引き、小比叡峰は八王子山ではなく、釈迦岳を指すことを述べる。

そして、伴信友が否定した山王神道の教説は、『日吉社祢宜口伝抄』の成立を受け、学問的な粉飾を得、学会の通説として復活する。その後長らく、通説の枠組みが覆されることはなく、『日吉社祢宜口伝抄』の影響が依然として存在した。その原因は、上述の研究史が正しく理解されず、それぞれの立論の根拠とす

るところが不明になったためであると言えよう。かくして、山王神道の教説は『日吉社祢宜口伝抄』を通じて、なお命脈を保ち続けたのである、とする。

また山王祭の性格について、景山春樹の主張する「東本宮グループ」の祭祀は、独立したものではなく、西本宮を中心とする山王祭の一連の流れの中にあつて、唐崎神幸の準備段階として、位置付けられるものとする。

第2章では、円珍の治山期に山王信仰の画期のあることを述べる。

はじめに島地大等の論を引き、最澄と円仁の場合には、入唐に際して、神祇との関係が重視されているにも関わらず、これを山王に祈願した形跡がない。特に円仁については、山王との関わりを示す伝承がない。一方で円珍が入唐を決意したのは、山王の夢告によるものとされ、両者の関係が強調されている。とする島地の指摘を基本的に肯首するとしながら、最澄が入唐に際し、比叡神に祈祷を行っていないのは、山王を重視しなかったのではなく、比叡神が渡海に関与する性格を有していなかったからだとし、円珍の段階においては、比叡神は渡海を守護

する性格を持つに至った、と変化したとする。

次に大比叡神の法号の問題をあげる。大比叡、小比叡と聖真子の山王三聖には法宿、華臺、聖真子の法号があるが、『伝述一心戒文』の「比叡法宿禪師」は最澄のことであり、大比叡神ではないことを述べる。そして円珍の入唐と山王、と題して、仁和三年年度者の問題をあげ、この度者設置は、山王への報恩を意図したものであるが、これは単に、円珍の個人的な信仰を満足させるに止まらず、山王の地位を向上させ、教団との関係を進展させるうえで、決定的な意義を有した、とする。

即ち、第一に、比叡神の力が国家護持のため、特に有力な神であることが明確になった。ある面において、比叡神は、賀茂、春日両神とも同等の資格を持つことになったと言つてよい。また比叡神が延暦寺の「法主」「主神」であることが公的に確認された。上表文を引用した官符、官牒の発給によって、延暦寺の教団運営は、山王の加護を仰いで遂行されるべきであることが、国家によって認定さ

れた形となる。さらに、円珍は表文中で、延暦寺（比叡山寺）の創建、大乘戒壇の設立、灌頂の開始が、専ら「主神」である山王の加護を仰いで行なわれたことを主張している。山王の加護による開創以来の天台宗の発展という歴史観が、ここに表明されたのである、とする。

また仁和四年の三条制誡についてもふれている。

第3章では、山王三聖受戒説の形成過程について、義源が山王神道の所説を集成し、編纂した『山家要略記』あるいは、『耀天記』、『嚴神鈔』などの関係記事を引いて検討し、その変化する様子を詳しく述べている。

第2部は4章から第8章までをまとめたもので、「天台教団の分裂と国家の寺院政策」と題し、延暦寺内が慈覚、智證の二大門徒に分かれて、徐々に抗争していく様子、これに対して朝廷の対応、日吉神、日吉祭の関係、さらに新羅明神、比叡新宮の創建などについて述べていく。

第4章延暦寺における伝法灌頂の分離とその背景では、延暦年間における伝法

灌頂の分離を、延暦寺阿闍梨の補任手続きの推移から検討している。智證門徒の伝法灌頂の一覧表、慈覚門徒の奏状作成者と授業の師の表をあげながら、延暦寺の阿闍梨選出の母体が、慈覚、智證の両門に限定されてきていることを論じる。なお延喜以前の手続、八宗体制と師資相承についてもふれる。

第5章天台教団の分裂では、前章で二大門流となった慈覚、智證両門が、対立抗争を顕在化させる天元年中から、正暦四年の教団分裂に至る間の経緯を検討している。

まず、天元三年（九八〇）四月一日、座主良源が山王三聖の為に金山を挙げて金剛般若経の転読を行い、不参の徒七百人を除名、追放したこと。天元四年十一月二十九日、智證門徒貫主の権大僧都餘慶が法性寺座主に補された。このことにより、慈覚門徒が関白頼忠邸に乱入する。天元五年正月、円融天皇は蔵人掃部助平常昌を差遣し、事態の収拾に当らせた。この常昌が登山した折、綸旨を下して、座主良源を詰問させている。また永祚元年（九八九）座主権僧正尋禪の辞表提出

により、その後任に大僧都餘慶が補された。これに対し慈覚門徒が反発する。この結果、宣命使右大弁藤原在国を差遣し、前唐院の慈覚大師廟前で宣命を読ませた。そして正暦四年（九九三）に鬪乱事件が起り、天台教団は分裂し、国家はこれを阻止することができなかつた。

第6章延暦寺山王院と智證門徒では、智證門徒の中核寺院であり、円珍の経蔵が置かれていた山王院と千光院について、教団分裂前後、諸史料によりその実態を追っている。

第7章天台座主の任命原則と園域寺戒壇問題では天台座主には僧綱第一位の者を補すのが、原則であったことを確認し、後三条天皇の延久三年十月二十九日の日吉社行幸、延久四年十月二十五日の北京二会の開始、新羅明神の崇りによる退位などをふれ、戒壇問題と伝円珍作十一箇条遺制の偽作なども述べる。

第8章永保元年の二十二社奉幣、では、永保元年十一月の日吉社を加えて二十社としたことについて、春日行幸中に園域寺の乱逆が懸念されたことによるも

ので、『水左記』『建内記』の記事からだけで加列と言えるのか否か考証する。

第Ⅲ部は、院政期における嗾訴の展開と題して、第9章に永久元年清水寺別当人事について、興福寺、延暦寺が行なった嗾訴、これに対し「法に任せて」嚴重に対処する方針が打ち出されたこと。以後もこの方針が貫かれていること、第10章では後白河院政期の延暦寺嗾訴を、第11章で後鳥羽院政期の延暦寺統制と、朝廷側の対応のあり方と大衆の動きが、神祇信仰との深い関係の上に展開していることを時系列に即して述べていく。先行研究を見直しながら史料を改めて読みなおしていく。通して、九世紀より十二世紀に至る所謂平安時代の国家の寺院政策と、天台教団の神祇信仰を通観している。

論文審査の結果の要旨

本論文は天台教団の神祇信仰が、平安時代を通じて、変化し、発展していく状況を、国家の寺院政策の理念に対応させながら詳細に検討し、これまでに通説化

して来た諸論を確認し、批判し、原典の読み直しによって自説を展開したものである。

本論に関連するこれまでの論文も多く、史料も比較的多いと言えるが、これらを読解し、時系列に即して論を進めたことは、各論の随所に詳かさとなって現われ、成功している。

第I部第1章で、大宮と二宮の関係について、景山春樹の説を否定し、伴信友の文政四年の『瀬見小河』を引く。『延喜式』神名帳では近江国滋賀郡日吉神社名神大一座であり、臨時祭式の名神祭条には日吉神社一座、「比叡神同」と注記されている。『三代実録』貞観元年正月二十七日条に諸神同時神階奉授があり、従二位勲二等比叡神を正二位に、従五位下小比叡神を従五位上に叙したとあり、次いで同書元慶四年五月十九日条には、正二位勲一等大比叡神を正一位に、従五位上小比叡神を従四位上に叙したことが見えることなどをあげ、小比叡神が後から祀られた神であるとする。そして、「新たに小比叡神を祀ったのは、山岳修行

を日常の行とした延暦寺僧であることが想定される」とする。小比叡神が小比叡峰の神であることは良いとして、また小比叡神が五位以上となって国史に表われてくるのは後のことであるのも当然であるが、何時から祀られたかについては今少し論が必要と思われる。

次に大比叡神（大宮）は三輪明神であり、小比叡神（二宮）を「地主」とする通説の根拠のないことを論破し、この通説の成立してくる経緯を詳かに示している。的確な指摘と言えよう。

第2章で円珍と山王三聖の深い関係を論じている。仁和三年の年分度者設置奏請、仁和四年の三条制誡と円珍の天台座主時代の確立化を論じ、円珍は山王三聖の加護を仰いで、自らの職務を遂行したと言いつける。これまでの先行研究も利用してはいるものの上手に論を進めている。

各章毎に問題の所在を指摘しながら論を進めていく方法は読み易いものである。

第Ⅱ部の天台教団の分裂と国家の寺院政策は本論文中かなり力の入った部分となっている。

延暦寺の灌頂は、円仁の上表によって嘉祥元年に認められ、翌年から恒例の結縁灌頂が開始され、斉衡元年官許による初めての伝法灌頂が行なわれた。当初は阿闍梨候補者の推挙と伝法灌頂の実施は、天台座主の責任において行なわれた。

この手続きが後に慈覚、智證両門の間で分離する。これらについて岡野浩二、堀裕など先行研究の齟齬を指摘しながら、阿闍梨の補任は国家の制度によって行なわれるものであり、手続きの変遷については、政策的な背景を明確にすべきであると、個々の事例を再検討し、手続きの分離していく過程を追う。そして国家は一貫して師資相承を重視する立場を取っており、八宗体制の平等理念に基づいて政策が遂行された、とする。

天元年中、智證門徒が下山に追いこまれた時、円融天皇は勅使を派遣し、座主良源を詰問させ、処分を行なっている。この時は勅使一人の派遣によって事が収

拾されたとする。永祚元年に智證門徒の餘慶が座主に補されると、僧綱の指示によって慈覚門徒は職務を妨害し、辞任に追い込んだ。その過程で慈覚門徒が勅使を攻撃し、公卿僉議において、これを罪科に処すべきことが決議される。摂政兼家は天皇大権を代行して「非常之断」によって宥免を決め、宣命使を差遣して、慈覚大師廟において門徒の統制を祈念し、門徒に対して厳重な警告を行なっている。その後正暦四年八月、再び智證門徒が下山に追い込まれる。朝廷は数千の武士を動員し、檢非違使とともに慈覚門徒の追捕に当たらせた。しかし官兵の一部が赤山禅院の略奪に及んだことを利用した西塔院主院源の奏状を受け、朝廷は檢非違使、武士に活動の停止を命ずることになる。

このように慈覚門徒、智證門徒が分裂し、分かれていく状況と、それに対し国家、朝廷がどのようにしようとしたか、こと詳かに論証していることは大いに評価できる。

第Ⅲ部の歴代の嗾訴についても詳細に調べた点は評価できる。但し従来の研究

成果が整理されていない部分があり、分析によって得られた結論が、先行研究のどの点を前進させたのか、明確でないものがある。

平安時代の数百年間に都に近い地にあつて、律令体制が崩れ、中世に向う変化の中で、朝廷と深い関係にありながら、二門の争いが進み、朝廷を悩ませる時もある中で、比叡神の神威が意識され、向上していく状況を、こと詳かに述べていることを大いに評価したい。

別記の通り、一部は雑誌論文ともされ、学界での評価を受けている。今後の研究に望む所もあるが、本論文の提出者池田陽平は博士（宗教学）の学位を授与せられる資格を備えているものと認められる。

平成二十五年二月十五日

主查	國學院大學大学院客員教授	杉山林繼	印
副查	國學院大學教授	笹生衛	印
副查	北九州市立大學教授	佐藤真人	印